

別記様式

随意契約結果書

件名及び数量	令和3年度ミノシン毛古墓群・らくだ山戦争遺跡群発掘調査業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号
契約締結日	令和3年7月6日
契約の相手方の氏名 及び住所	那覇市長 城間 幹子 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	5,164,999円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	5,164,999円(税込み)
随意契約によること とした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 : 令和3年度ミノシン毛古墓群・らくだ山戦争遺跡群発掘調査業務
2. 履 行 場 所 : 沖縄県那覇市泉崎 (那覇市 市民文化部 文化財課)
3. 契約の相手方 : 那覇市長 城間 幹子
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話番号 : 098-867-0111 那覇市役所 (代表)
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的、内容及び随意契約の理由
 - (1) 目的、内容 :

本業務は、小禄道路事業の建設場所において、昨年度発掘した埋蔵文化財の発掘調査後の報告書作成を行う業務である。
 - (2) 理由 :

「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて (昭和46年11月1日建設省道一発第93号道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知)」より、「発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。」とあることから那覇市と契約を結ぶ必要がある。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。